

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	1.1		事業内容に関する事項	本事業に関する種別毎の予定価格を御教示いただけませんか。	募集要項等の公表時に示します。
2	1	1	1.1	1.1.4	事業の目的	「水道水質向上（カビ臭対策）を目的として」と記載されております。要求水準書15頁において原水水質について言及されており、カビ臭対策をより強化する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	1	1	1.1	1.1.5	(1)対象施設	既存施設の撤去は含まないが、工事に必要な個所の撤去工事は含むものとする。とは、既設撤去工事は別途工事であるが、本工事に必要な既設撤去は本工事金額に含まれるとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	1	1	1.1	1.1.5	(1)対象施設	再生可能エネルギー設備を導入する。とは、導入の有無又は再生エネルギーの量にて評価されるのでしょうか。また、節電機器を利用した場合も評価対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	1	1	1.1	1.1.5	(1)対象施設	別紙2に示される建設予定地は造成工事が必要となり、そのための大型重機の進入路が必要です。浄水場入口の運送会社の敷地を借りて進入路を設置することが出来れば問題ありませんが、聞き取り調査の結果では、近い将来、敷地内の浄水場側に倉庫を新設する計画がある為、借地は難しい」との回答でした。先日の現地見学会により得た条件から考えられる工事用進入路は、①山側の狭い道路を拡幅する。②既設浄水場を一部取り壊して確保する。この2点を想定しましたが、どちらも莫大な工事費が必要となります。本事業費に、工事用進入路（設置撤去）築造費は計上されているのか、ご教示ください。また、進入路のお考えが上記2点以外であれば、基本設計時の工事用進入路計画を開示して頂けないでしょうか。	計上しております。
6	1	1	1.1	1.1.5	(1)対象施設	別紙2に示される建設予定地について、大型重機の搬入には工事用進入路の確保が不可欠と考えます。現地確認の調査を行い借用は困難との回答がありました。代替え案として、「山側の狭い道路を拡幅する」、「既設浄水場を一部取り壊し確保する」が想定されますが、大規模な費用が発生するため、以下について確認させてください。本事業費に、工事用進入路の設置、撤去にかかる費用がふくまれていますでしょうかご教示ください。	計上しております。
7	1	1	1.1	1.1.5	(1)対象施設	別紙2に示される建設予定地は造成工事が必要となり、そのための大型重機の進入路が必要です。計画段階にて想定された搬入路をご教示願いますか。また本事業費に、工事用進入路（設置撤去）築造費は計上されているのか、ご教示願います。	1案として、仮設薬品注入設備を設置し、既設薬品注入室を取壊し、薬品沈殿池と急速ろ過池の間から侵入するルートで工事費を計上しております。
8	1	1	1.1	1.1.5	(1)対象施設	「山王取水井・機械・電気設備を対象とする」とあります。 ・導水管は布設済みのため、対象外。 ・建築物の修繕工事等は、対象外。 ・深井戸を対象とした機械・電気設備は、対象外。 ・表流水を対象とした機械・電気設備は、対象。 と、考えてよろしいでしょうか。	導水管については別工事で発注する予定です。建築物の修繕工事、深井戸、表流水のどちらか又は両方を使用するかについては事業者提案とします。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
9	1	1	1.1	1.1.5	(1)対象施設	山王取水について機械電気設備一式とありますが、土木工事は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。もし発生した場合は別工事でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
10	1	1	1.1	1.1.5	(1)対象施設	第1浄水場には再生可能エネルギー設備を導入するとあるが、本事業を予算化するにあたり、想定された設備をご教示いただけるでしょうか。	事業者提案とします。
11	3	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	令和5年度に地質調査を実施しているが、設計・建設に必要な部分の地質調査を行う。と、記載がありますが、提案書作成時では無く、事業計画の締結後に実施するとの理解で、仮に着工前に実施した地質調査と提供して頂いたデータが異なり、土木工事の計画変更となった場合は金額も含めた設計変更との考えで宜しいでしょうか。【別紙3】リスク分担（案）の23項目が該当すると思いますが。	事業者の提案で事業契約締結後に行うものとし、設計変更の対象としません。
12	3	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	既設図面や現地において位置が把握できない埋設物と記載があります。具体的な想定があればご教示ください。	現段階では想定していません。
13	3	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	土地の形質変更に伴う届出が必要な工事規模であると認識しております。対象となる区域は、土壤汚染のおそれがありますか。	現段階では想定していません。
14	3	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	「表 設計建設業務の内容」の「設計に伴う各種申請等の補助業務」の内容にある「発注者」は「篠栗町」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。 募集要項等の公表時に修正します。
15	3	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	「設計・建設に必要な部分の測量調査を行う。」と記載があります。第1浄水場は、図示されたKBM H=65.022mを活用して測量を行います。山王取水井にはKBMが設置されていないため、KBMの設置を要望します。	事業者による設置とします。
16	3	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	設計業務の区分のうち、埋設物調査が対象業務に含まれていますが、これは埋設物の位置が把握できない場合についての試掘調査であり、埋設物（弁など）の機能（開け閉めができるか）についての調査リスクは貴町にある、との理解でよろしいでしょうか。	調査リスクは事業者にあると考えます。
17	4	1	1-1	1.1.5	(2)対象業務	緊急対応業務に係る費用負担については、要求水準書P64～P65に記載されているところですが、「町の指示による対応」などにおいて災害対応（仮設置や一部復旧作業等）を含むのでしょうか。つきましては、別途明確に開示頂くことは可能でしょうか。	要求水準書に記載されている内容を基本とします。
18	4	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	「b.維持管理業務」の修繕業務には、山王取水井の計画修繕は、事業者の業務範囲外で、貴町が実施するとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、募集要項等の公表時に削除します。
19	4	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	b.維持管理業務について計画修繕（第1浄水場新設設備）とありますが、具体的な内容をご提示いただけますでしょうか。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、募集要項等の公表時に削除します。
20	4	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	㍻ その他について検満量水器交換、浄化槽保守点検は協力企業へ再委託が可能であり、受注事業者は貴町給水装置指定工事事業者登録や浄化槽点検にかかる認可業者である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	再委託は可能ですが、事業者は町給水装置指定工事事業者登録や浄化槽点検にかかる認可業者である必要があります。
21	4	1	1.1	1.1.5	(2)対象業務	山王取水井に関する計画修繕について記載されていますが、対象外との理解でよろしいでしょうか。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、募集要項等の公表時に削除します。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	5	1	1.1	1.1.8	事業スケジュール	工期が令和11年3月末までと記載されていますが、現場の地域特性を考えると短い感があります。発注者が想定している工事内容に基づく工期算定表を公表いただきたい。	事業期間内での設計・建設とします。ただし、不可抗力等やむを得ない事情による場合は協議とします。
23	5	1	1.2	1.1.8	事業スケジュール	昨今の社会情勢等により、一部の機器や資機材について納期が長期化する傾向が続いております。こうした不可抗力によるものとして建設工期の延長は可能でしょうか。ご教示ください。	事業期間内での設計・建設とします。ただし、不可抗力等やむを得ない事情による場合は協議とします。
24	5	1	1.1	1.1.8	事業スケジュール	要求水準書（案）14頁では、「急速ろ過（機械）、急速ろ過（土木、機械）いずれの方式を採用してもよい」と記載されている一方で、当該想定工期では浄水方式が限定される可能性があるため、工期について、見直しを検討いただけないでしょうか。山王水源の原水条件を踏まえ、安心安全な水道水質とすべく、より良い浄水方式となるよう提案検討する必要があると考えます。ご検討のほど、よろしく願いいたします。	事業期間内での設計・建設とします。ただし、不可抗力等やむを得ない事情による場合は協議とします。
25	5	1	1.1	1.1.8	事業スケジュール	「設計・工事期間 令和8年4月～令和11年 3 月（3年間）」とありますが、工事内容・規模から考えても、他の発注案件と比較して設計・工事期間が短いと思われる。提案により、工期延長は可能との理解で宜しいでしょうか。	事業期間内での設計・建設とします。ただし、不可抗力等やむを得ない事情による場合は協議とします。
26	5	1	1.1	1.1.8	事業スケジュール	「設計・工事期間は、令和8年4月～令和11年3月（3年間）」と記載があります。改正品確法や改正建設業法等にて、工期設定に関しては国としても柔軟な設定を通知しています。工期については事業者の提案により評価いただくということで、工期について柔軟に検討いただきたい。	事業期間内での設計・建設とします。ただし、不可抗力等やむを得ない事情による場合は協議とします。
27	5	1	1.2	1.1.8	事業スケジュール	昨今、機器や資機材の納期が長期化しており、その場合は不可抗力によるものとして建設工期の延長は可能でしょうか。	事業期間内での設計・建設とします。ただし、不可抗力等やむを得ない事情による場合は協議とします。
28	5	1	1.1	1.1.8	事業スケジュール	設計・工事期間が令和11年3月までと記載されておりますが、工期については事業者の提案により評価頂くこととし、工期を柔軟に検討いただけないでしょうか。改正品確法、改正建設業法をはじめ、国としても工期設定に関しては柔軟に設定するよう通知されている状況と思慮します。さらには、労働基準法の改正による時間外労働の上限規制適用、近年における猛暑を受けた熱中症対策等に端を発した各地方整備局からの適正工期への周知がなされているものと存じます。これらを踏まえ、事業者による工期の提案（その実現性と計画への評価）や工期見直しについてご検討頂けないでしょうか。	事業期間内での設計・建設とします。ただし、不可抗力等やむを得ない事情による場合は協議とします。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
29	5	1	1.1	1.1.8	事業スケジュール	運転維持管理業務委託契約の締結 令和8年3月 「篠栗町水道施設運転維持管理等包括業務委託」～令和9年3月となっており、1年間重複しておりますがこの期間における本事業での委託料については、予定価格に積算されていきますでしょうか。そうでない場合、契約締結後にこの期間中は無償かつ様々なリスク分担をはじめ、契約に規定されることが想定される契約解除条項、契約解除による賠償リスク等を踏まえると、事業者としては大きな制約が生じることとなるものと思慮します。さらには、山王水源に関しては、現状として原水水質が明確ではなく、公告後に水質検査結果を公表されると要求水準書（案）において記載されています。現状では、山王水源の原水条件が定まっておらず、最適な浄水方式を提案させて頂くことが難しいものと思慮します。また、山王水源以外の原水状況についても、要求水準書に言及されておりますが、山王水源を合わせた原水条件として数値にて明示頂けることを希望します。上記を鑑みて、全体的に事業スケジュールの再考を検討頂けないでしょうか。1年間の重複期間を鑑みると可能ではないでしょうか。	事業スケジュールは現在のままとし、運転維持管理業務委託契約については、令和9年3月までに契約を行うものとし、また、山王取水井並びに隣接する河川の水量、水質については現在、関連する業務委託を発注し調査中であり、要求水準書(案)に掲載しているように、公告後に随時、水量、水質の結果を提供します。
30	5	1	1.8	1.1.8	事業スケジュール	運転維持管理業務委託契約の締結から運転維持管理開始まで1年程度期間がありますが、この間事業者は移行期間とし、業務開始に向けた準備（各施設設備の機能調査・把握、各種計画書、各種マニュアルの作成等）及び現受託者との引継ぎ等を行うとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。運転維持管理業務委託契約については、令和9年3月までに契約を行うものとし、また、山王取水井並びに隣接する河川の水量、水質については現在、関連する業務委託を発注し調査中であり、要求水準書(案)に掲載しているように、公告後に随時、水量、水質の結果を提供します。
31	7	2	2.2	2.2.1		「代表企業は国内の水道事業DBOにおいて、構成員としての実績を有すること」とありますが、限定される要件かと存じます。国内の事業（下水道事業等）におけるPPP/PFIの実績でもよろしいでしょうか。	上下水道事業等でのDB又はDBOの実績を考慮し、募集要項等の公表時に修正します。
32	6	1	1.1	1.1.9	(2) 指針及び各種基準等	浄水技術ガイドライン等の技術資料も適用するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	7	2	2.2	2.2.1	応募者の構成	「代表企業は国内の水道事業DBOにおいて、構成員としての実績を有すること」が求められております。DBOの実績は水道事業に限られるのでしょうか。DBO方式を採用する本事業において、本事業の成功を確実にするためには水道事業に限定されず、幅広い分野でDBO方式の経験を持つ構成員が望ましいと考えております。また、水道事業に関する要件については、7ページ 2.2 2.2.2「応募者のプロポーザル参加資格要件」の(2)各事業の実施企業の資格要件 において、①設計、②工事、③運転維持管理に関して詳細に定められており、十分担保できると存じます。	上下水道事業等でのDB又はDBOの実績を考慮し、募集要項等の公表時に修正します。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34	7	2	2.2	2.2.1	応募者の構成	代表企業は国内の水道事業 DB0 において、構成員としての実績を有すること。と、記載がありますが、国内の水道事業に於いてDB0での発注案件は少なく一部のプラントメーカー又は運転維持管理業者に限定されます。2.1.1事業者の選定方法にも記載がある競争性及び透明性の確保から、「国内の水道事業DB又はDB0、若しくは国内の上下水道事業等DB又はDB0（PFI）等」の条件緩和をお願いできないでしょうか。	上下水道事業等でのDB又はDB0の実績を考慮し、募集要項等の公表時に修正します。
35	7	2	2.2	2.2.1	応募者の構成	代表企業の変更は、原則として認めない。と、記載がありますが、設計・施工と運転維持管理業務とでは主導的立場の業者が異なると思います。設計・施工の完了後に運転維持管理業務を主導で行う業者へ代表企業移行は可能でしょうか。	代表企業の変更は、原則として認めません。
36	7	2	2.2	2.2.1	応募者の構成	代表企業は国内の水道事業DB0・・・実績を有することとあるが、DB0案件は比較的長い契約期間であることから、現在契約期間中の案件についても実績としてお認めいただけるという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
37	8	2	2.2	2.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	①設計に関する要件の㉠で求められている実績は計画設計または実施設計という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	8	2	2.2	2.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	①設計に関する要件について、記載はありませんが他構成員要件と同様で篠栗町競争入札参加資格者名簿に登録されている必要があるという理解で宜しいでしょうか。その際は本件の工事内容に該当する、測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査に登録されている者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
39	9	2	2.2	2.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	②工事に関する要件の㉡で求められている実績の期間は設計実績と同じく平成22年4月1日以降に完了した実績という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
40	9	2	2.2	2.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	㉡に、「なお、以上の実績については、同一工事であることを条件としない。」とありますが、「同一工事であることを条件としない」とはどのように理解すればよろしいでしょうか。ご教示ください。	募集要項等の公表時に削除します。
41	9	2	2.2	2.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	②工事に関する要件 ㉡において、「浄水処理能力が4,200m ³ /日以上急速ろ過施設(上水道)の新設又は全面更新をした工事実績があること。なお、以上の実績については、同一工事であることを条件としない。」とありますが、以上の実績については、同一工事であることを条件としない、とはどのような意味か教えてください。	募集要項等の公表時に削除します。
42	9	2	2.2	2.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	③運転維持管理企業の㉢で求められている実績は、平成22年4月1日以降に完了した実績という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
43	9	2	2.2	2.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	24時間365日連続して、10年以上の運転監視における運転管理業務委託の実績を有すること。とは、単年度契約でも、継続して10年以上行えば運転監視における運転管理業務委託の実績と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
44	9	2	2.2	2.2.2	(2)各業務の実施企業の資格要件	かの資格要件では水道浄水施設管理技士1級または2級の資格を有しとありますが、要求水準書（案）11ページのイ)セルフモニタリングの要件では1級の資格が要件化されているため、受注事業は1級の有資格者が必須であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
45	10	2	2.2	2.2.2	(3)応募者の制限	「本事業のアドバイザー業務に関わっている者は以下のとおりである。 オリジナル設計株式会社 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社」とありますが、アドバイザー業務の内容と成果品を開示ください。	資料閲覧時に開示します。
46	10	2	2.2	2.2.2	(4)応募者が参加資格を喪失した場合の取り扱い	構成企業とありますが、構成員の誤りでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
47	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	優先交渉権者の選定日から事業契約の仮契約締結までの期間は、どの程度想定されておりますか。	運転維持管理業務委託契約については、令和9年3月までに契約を行うものとします。
48	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	「事業契約の仮契約締結まで」とありますが、基本契約の締結のことでしょうか。	運転維持管理業務委託契約の契約締結までとします。
49	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	「運転維持管理企業を代表とする特別目的会社とすること」と記載があり、2.2.1応募者の構成では「応募グループは構成員の中から代表企業1社を定め」と記載があります。応募グループとSPCの代表企業は異なり、それぞれ選出する理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	(3)に「運営事業者の設立にあたっては、」とありますが、「運営事業者の設立」とは、「SPCの設立」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
51	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	SPCは、運転維持管理の事業開始（R9.4.1）までに設立すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
52	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	SPCへは全ての構成員による出資が必要なのかご教示頂けませんでしょうか。他実例では機械、電気、維持管理企業は必ず出資し、その他構成員は任意のケースもありますが、本件はいかがでしょうか。	構成員全ての出資を条件とします。募集要項等の公表時に修正します。
53	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	「特別目的会社(SPC)への出資は優先交渉権者の構成員によるものとし、優先交渉権者の構成員以外の方の出資は認めない。」とありますが、この条件を満たしていれば、構成員全てが出資する必要はないと（言い換えると出資しない構成員がいても問題ない）と考えてよろしいでしょうか。	構成員全ての出資を条件とします。募集要項等の公表時に修正します。
54	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	2.2.3についても「構成企業」と記載されておりますが、「構成員」でしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
55	10	2	2.2	2.2.3	特別目的会社(SPC)の設立に関する要件	構成企業とは、代表企業を除く構成員のことでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
56	10	2	2.2	2.2.4	共同企業体の設立に関する要件	「(3)共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担う施設の設計・施工を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。」とありますが、最大の施工能力とは何を指しているのでしょうか。	募集要項等の公表時に削除します。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
57	11	2	2.2	2.2.4	共同企業体の設立に関する要件	最大の施工能力を有する者でなければならない。と、記載がありますが、最大の施工能力とは何で証明すればよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に削除します。
58	11	2	2.2	2.2.4	共同企業体の設立に関する要件	(3)について、「最大の施工能力」とは何を基準に最大とみなすのでしょうか。この条件は不要と考えます。	募集要項等の公表時に削除します。
59	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	表中の3段目～4段目にあります実施方針に関する質問及び意見等への回答の公表については、「実施方針及び要求水準書（案）」或いは「実施方針・要求水準書（案）」に読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	令和7年9月上旬頃 プロポーザル公告及び募集要項等の公表時に、提案上限価格の公表、基本契約、建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約を公表するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	スケジュールについて、令和7年9月中旬頃に現地見学会の実施とありますが、その際に第1浄水場の排水排泥池内の見学は可能でしょうか。	内部には入れませんが、上部からの見学は可能です。
62	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	2回目現地見学会の実施については、想定されえる構成員との共同の見学は可能でしょうか。ご教示ください。	可とします。
63	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	浄水処理の決定において、原水水質の把握は重要です。このため、質問への回答の公表の8月中旬から、9月中旬現場見学会までの期間で、原水等の採水機会の設置を要望します。	現地見学会時であれば可能です。現地見学会時は詳細な調査及び測量を可能とします。
64	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	現地把握のため、質問への回答の公表の8月中旬から、9月中旬現場見学会までの期間で、3Dスキャンによる現地撮影機会の設置を要望します。	現地見学会時であれば可能です。現地見学会時は詳細な調査及び測量を可能とします。
65	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	資料閲覧を設定いただき、「運転管理データ」を公表頂けないでしょうか。	資料閲覧時に開示します。
66	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	募集要項等の質問回答公表が10月中旬で、提案書類が12月上旬と2か月足らずの期間で、浄水場の設計、工事、運転管理の提案を精度よく完了させることは至難の業です。また、コンソーシアムを組成するため、各社の決済期間も必要です。それらを考慮しても4～5か月は必要と考えます。	現在のスケジュールで行います。
67	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	競争的対話がスケジュールに含まれておりませんが、実施しないのでしょうか。ご教示ください。実施しない場合は、貴町の意図・意思が応募グループに正しく伝わらないことが懸念され、貴町が望む事業にならないことが懸念されます。	現在のスケジュールで行います。
68	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	提案書類の提出期限は、いつ頃を想定されていますでしょうか。ご教示ください。提案評価項目はまだ未公開なので、提案項目数・内容は不明ですが、募集要項等の質問回答公表から提案書提出までの期間は2か月足らずとなっており、一般的なDBO方式の事業より提案書類作成期間が非常に短くなっています。このため、提案書の提出期限に間に合わない、優れた提案を提示することができないなど、が懸念されます。提案作成期間を延長戴くか、提案作成期間に応じた提案項目として戴くことを希望します。	令和7年12月を予定しています。実施方針等の公表を令和7年6月に開始していることから、現在のスケジュールで十分と考えています。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
69	11	2	2.3	2.3.1	スケジュール	「提案書の提出期限は、令和7年12月上旬」と記載があり、「質問の回答の公表の令和7年10月中旬」から提案書の提出までが2か月足らずしかなく、一般的なDB0で考えると作成期間が短いと考えますので、「提案書の提出期限を令和8年1月下旬」以降に、スケジュールの見直しいただきたい。	現在のスケジュールで行います。
70	12	2	2.3	2.3.2	(2)実施方針・要求水準書(案)に関する質問受付及び回答	提案に関する内容など、非公表を希望する場合は、非公表を希望する旨、質問書へ記載すればよろしいでしょうか。	参加者グループから提出された提案書等の著作権は、参加者グループに帰属するものとします。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した提案書等の書類については、篠栗町が必要と認める場合には、篠栗町は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は複写をいう。）することができるものとします。
71	13	3	3.1	3.1.2	事業契約の締結	一般的には基本契約の中で、その後に締結する事業契約（建設工事請負契約、運転維持管理契約）の締結義務、各契約の契約における建付けの整理をおこなうものと理解しております。そのため、事業契約ではなく実施契約として、建設工事請負契約、運転維持管理契約の2種類の契約を意味するものと思慮します。実施方針（案）11頁スケジュールにおいても、上記のように整理されております。修正をご検討ください。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
72	13	3	3.1	3.1.2	事業契約の締結	「運営事業者」と記載されていますが、本事業はPFI法に基づく事業ではないため、運営事業契約ではないものと思慮します。「事業者」については、その後に複数記載されておりますので、「事業者」としての用語の定義を含め、再度検討頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
73	13	3	3.2	3.2.2	本事業で予想されるリスク	「詳細は今後公表予定の事業契約書(案)に規定する」とありますが、公表の際は物価スライド条項について変動率の指標なども明記される理解で宜しいでしょうか。また、【別紙3】リスク分担表(案)「契約期間中の物価変動」に記載ある、損失リスクの分担は発注者と受託者が逆かと存じますが誤りでしょうか。	契約書に物価変動についての条項は記載する予定です。【別紙3】はこのままとします。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
74	13	3	3.2	3.2.2	本事業で予想されるリスク	本事業で予想されるリスクについて、篠栗町と事業者の分担概略を別紙 3 にリスク分担表として示す。なお、詳細については、今後公表予定の事業契約書（案）に規定し、最終的に事業契約書で明文化するとありますが、本事業は、期間が17年と長期に及びますが、その間社会情勢は、大きく変わってまいります。つきましては、物価スライド条項を考慮した契約形態にさせていただくことは可能でしょうか。実施方針等に契約書（案）の記載を頂くことは可能でしょうか。また、物価スライド条項には、以下のような判断基準と計算書を反映することは可能でしょうか併せてお聞きいたします。 ◆参考（案） 【判断基準】 設計建設費用（4条予算）は、建設物価（財団法人建設物価調査会発行）及び公共工事設計労務単価（国土交通省）の「電気機械土木建築」を指標として、契約時から1.5%以上変動があった場合にその分がサービス対価に反映。 維持管理費用（3条予算）は、公共工事設計労務単価（国土交通省）の「電気機械」及び建築保全業務労務単価（国土交通省）を指標として、業務開始時点で契約時から1.5%以上変動があった場合にサービス対価が改定、翌年以降も前同改定時から±1.5%の変動ごとに毎年サービス対価が改定。 【計算式】 ■サービス対価の改定 (1) 設計建設サービス対価 ア 改定の対象となる費用は、設計業務及び建設業務に直接に必要な経費とする。 イ 市又は事業者は、施設整備期間内で本契約の効力発生日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価が不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の改定を請求することができる。なお、物価水準の変動による場合は、変動の基準となる指標として、「建設物価（財団法人建設物価調査会発行）」及び「公共工事設計労務単価（国土交通省）」の幅員の指数における「電気機械土木建築」を適用するものとする。また、サービス対価の改定の請求は、ウの規定により1000分の15を超える指数の変動が確認された日より、1か月以内かつ、本件施設の引渡しの3か月前までに書面により行わなければならない。 ウ 市又は事業者は、イの規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（サービス対価 から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価及び既払の前払金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、サービス対価の改定に応じなければならない。なお、サービス対価 の改定は、入札日が属する月に確定している指数と比較して本契約の効力発生日から12か月を経過した後に確定している指数の変動が1000分の15を超える場合に限るものとし、改定後のサービス対価は以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点以下第4位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (物価上昇の場合) 変動前残工事代金額×〔(1+物価変動率)－0.015〕 (物価下落の場合) 変動前残工事代金額×〔(1+物価変動率)+0.015〕 また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。 物価変動率＝α－1 α：(改定の条件を満たす指数) / (入札日が属する月に確定している指数) なお、変動前残工事代金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で算出する。 エ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、イに定める指数等やウの規定に基づき市と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、事業者に通知する。 オ イの規定による請求は、本規定によりサービス対価の改定を行った後再度行うことができる。この場合においては、イの規定中、「本契約の効力発生日」とあるのは、「直前の本別紙に基づくサービス対価の金額改定の基準とした日」とするものとする。 カ エの協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、市がイの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。 キ 改定後のサービス対価は1円未満を切り捨てるものとする。	契約書に物価変動についての条項は記載する予定です。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
74	13	3	3.2	3.2.2	本事業で予想されるリスク	(2) 維持管理サービス対価 維持管理業務期間中の物価変動に対応して、サービス対価の改定を相手方に対して請求できるものとする。なお、改定後のサービス対価は1円未満を切り捨てるものとする。 令和8年度の改定に当たっては、本契約に定めたサービス対価を基準額とし、「公共工事設計労務単価」の年間平均値（前年10月から当年9月までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値）に基づき令和9年度のサービス対価を確定する。改定したサービス対価に反映した改定率は翌年度以降のサービス対価にも反映させる。 なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は1年に1回とし、本契約締結時のサービス対価と比べて1.5ポイントを超える変動が認められる場合に改定を請求できる。 計算式は以下のとおり。 令和8年度改定後の支払額：AP②＝AP①×（CSPI④/CSPI③） AP①＝本契約締結時のサービス対価 AP②＝改訂後のサービス対価 CSPI③＝本契約締結日が属する年度の「公共工事設計労務単価」 CSPI④＝令和7年度の「公共工事設計労務単価」ここで、CSPI③及UCSPI④は以下のとおりである。 本契約締結日が属する年度の「公共工事設計労務単価」：令和6年10月から令和7年9月までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値 令和7年度の「公共工事設計労務単価」：令和7年10月から令和8年9月までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値（令和8年度以降も同様の考え方とする）なお、令和8年度改定後の支払額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で算出する。 令和9年度以降の改定に当たっては、前回改定が行われた後のサービス対価を基準額とし、「公共工事設計労務単価」の年間平均値（前年10月から当年9月までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値）に基づき翌年度のサービス対価を確定する。改定したサービス対価に反映した改定率は翌年度以降のサービス対価にも反映させる。 なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は1年に1回とし、前回改定が行われた時と比べて1.5ポイントを超える変動が認められる場合に改定を請求できる。 計算式は以下のとおり。 改定後の支払額：APt＝APx×（CSPIt-1/CSPIx-1） APt＝t年度でのサービス対価 APx＝前回改定年度でのサービス対価 CSPIt＝t年度の「公共工事設計労務単価」 CSPIx＝前回改定年度の「公共工事設計労務単価」 なお、改定後の支払額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額で算出する。 変動の基準となるサービス対価：公共工事設計労務単価（国土交通省）及び建築保全業務労務単価（国土交通省）	
75	14	3	3.2	3.4.1	モニタリング内容	「事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が篠栗町で定める水準を下回ることが判明した場合、篠栗町は業務内容の改善を求める。」と、記載があります。貴町が定める水準を示していただきたい。	要求水準書内の水準とお考え下さい。
76	14	3	3.4	3.4.2	モニタリングの費用負担	貴町が実施するモニタリングは、第三者への委託も考えられているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	14	3	3.4	3.4.2	モニタリングの費用負担	篠栗町が実施するモニタリングに係る費用について、何を想定しているのでしょうか。また、どのように精算するのでしょうか。	記載のとおりです。
78	14	4	4.1	4.1.1	施設の処理能力等	山王取水井1日最大取水能力700m ³ /日との記載がありますが、別紙2の山王水源整地区には隣接する河川からの取水。要求水準書（案）の別紙2現状の水位工程図には深井戸となっています。どちらが正しいのでしょうか。また、併用の場合は優先する取水方法と水量の割合及び水質を御指示ください。	事業者提案とします。また、山王取水井並びに隣接する河川の水量、水質については現在、関連する業務委託を発注し調査中であり、要求水準書(案)に掲載しているように、公告後に随時、水量、水質の結果を提供します。
79	14	4	4.1	4.1.3	土地の使用に関する事項	第1浄水場の建設用地について、用地境界は確定しているのでしょうか。また、現地に境界杭が設置されているのでしょうか。	確定していませんので、境界杭は設置しておりません。
80	14	4	4.1	4.1.3	土地の使用に関する事項	篠栗町の所有地以外の必要な用地は事業者が調達することは理解しておりますが、発注者が想定している工事内容に基づく借地の費用は予定価格に含まれているはずですが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	14	4	4.1	4.1.3	土地の使用に関する事項	「第1浄水場及び山王取水井の敷地は篠栗町の所有地であるが、当該敷地以外の本事業の実施に必要な用地については事業者の責任において調達すること」となっておりますが、施工に際し、幅員等の障害がある場合を想定して積算されていますか。用地借用に関する費用なども本工事に計上されるのか、ご指示ください。	計上しておりません。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
82	14	4	4.1	4.1.3	土地の使用に関する事項	「第1浄水場及び山王取水井の敷地は篠栗町の所有地である」と記載があります。建設予定地は、利用形態から「地目：田」であったと推測しますが、本事業の基本契約締結までに地目の変更登記（農地転用）は、完了していることを要望します。	令和7年度中に行います。
83	別紙2				更新事業対象範囲	更新対象事業範囲を示す別紙2に記載がある敷地内の水路の水は水利権等（農業用水に使用）があるのでしょうか。	慣行水利権で、農業用排水路と考えます。
84	別紙2				更新事業対象範囲	敷地内の水路は現施設のフェンス外となっておりますが、篠栗町の土地ですか。また、実施方針の別紙2に示す範囲の水路上部は使用可能との考えで宜しいでしょうか。	町の土地です。使用する場合は河川管理者に河川占用許可申請が必要と考えます。
85	別紙2				更新事業対象範囲	建設用地を測量されていますが、既設浄水場整備時の水準点と整合は取れていますか。昔と現在の測量で整合がとられていないことがしばしばあり、両者の高さ基準が異なると、水理計算が成立しなくなる恐れがあります。	実施方針別紙2の標高を正としてください。
86	別紙2				更新事業対象範囲	既設浄水場整備時の基準点と整合は取れていない場合、検討結果の妥当性を確認しにくくなりますので、測量データを水位高低図の基準で作図しなおしていただきたいです。	実施方針別紙2の標高を正としてください。
87	別紙2				更新事業対象範囲	建設予定地内に建設機械を搬入するルートを検討していますが、安価な計画を立案できません。発注者が可能と考える工事用進入路を指定してください。	事業者提案とします。
88	別紙2				更新事業対象範囲	山王取水井は現状機器も撤去され未使用の状態で、送水管路は使用可能な状況との判断で宜しいでしょうか。	導水管については別工事で発注する予定です。
89	別紙3				リスク分担表(案)	従負担となる条件をご教授ください。	発注者、または受注者の一方がすべての責めを負うものではなく一定の負担がある場合を想定しています。
90	別紙3				リスク分担表(案)	リスク分担表にある「発注者」は「篠栗町」、「受託者」は「事業者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
91	別紙3				リスク分担表(案)	「委託事業（設計、工事、維持管理）の業務範囲の縮小」について、発注者が○（主負担）、受託者が△（従負担）となっておりますが、これは「委託事業（設計、工事、維持管理）の業務範囲の縮小」による契約金額の変更は原則行わないが、例外的に業務範囲の縮小原因が受託者にある場合は、縮減した業務内容に応じて契約金額の変更を行う、という意味合いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	別紙3				リスク分担表(案)	「広く一般的に適用される法令の変更や新規立法など」は受託者負担ですが、備考に「労働基準法、排水基準に関する法令等」と記載している理由をご教示下さい。	例として示しております。

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
93	別紙3				リスク分担表 (案)	第三者への賠償リスクについては、受託者の責任によらない場合は発注者にてご負担いただくと解釈してもよろしいでしょうか。また、水質等の悪化、騒音、振動、地盤沈下、住民からの訴訟、苦情等が、受託者が業務を行う上で合理的な注意を払っても避けられない理由による場合は、受託者の責任ではないと解釈してもよろしいでしょうか。（例えば、施工段階において、騒音は細心の注意を払っても一定程度生じてしまう可能性がございます。）	ご理解のとおりです。
94	別紙3				リスク分担表 (案)	番号11, 12の内容が同じなので、修正頂けないでしょうか。通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合の責であれば受託者となるものと思料します。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 11番：通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合 12番：上記以外
95	別紙3				リスク分担表 (案)	11及び12と2つ項目がございますが、12が正と考えてよろしいでしょうか。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 11番：通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合 12番：上記以外
96	別紙3				リスク分担表 (案)	番号13, 14の内容が同じなので、修正頂けないでしょうか。受託者のリスクに関し、通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合と付記頂けないでしょうか。通常の業務上で生じる苦情、訴訟などは受託者では避けられないリスクであるものと思料します。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 13番：通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合 14番：上記以外
97	別紙3				リスク分担表 (案)	13及び14と2つ項目がございますが、14が正と考えてよろしいでしょうか。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 13番：通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合 14番：上記以外
98	別紙3				リスク分担表 (案)	11と12、13と14は条件が同じにもかかわらず、リスクの分担が異なります。誤記と思われますので12は、被害が顕在化していないもの 14は、住民等からの苦情等により発覚しないものと考えてよろしいでしょうか。また、受注者に△：従負担がついておりますが、どのような状況を想定されておりますでしょうか。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 11番、13番：通常の業務履行において善管注意義務を怠った場合 12番、14番：上記以外
99	別紙3				リスク分担表 (案)	備考欄に記載の「想定内の耐震設計や風水害対策」とは、要求水準書において定められている仕様を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	別紙3				リスク分担表 (案)	事故・災害における18番と19番の違いは、受託者に○がついている18番は受託者の責によるという理解で良いでしょうか	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 18番：第1浄水場、山王取水井の新設施設・設備、及び既設利用の対象施設 19番：上記以外
101	別紙3				リスク分担表 (案)	18及び19と2つ項目がございますが、19が正と考えてよろしいでしょうか。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 18番：第1浄水場、山王取水井の新設施設・設備、及び既設利用の対象施設 19番：上記以外

1 実施方針に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
102	別紙3				リスク分担表(案)	「施設・設備の機能・性能不足によるもの」に31番と32番がありますが、この違いをご教授ください。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 31番：第1浄水場、山王取水井の新設施設・設備、及び既設利用の対象施設 32番：上記以外
103	別紙3				リスク分担表(案)	維持管理段階における31番と32番の違いは、受託者に○がついている31番は受託者の責によるという理解で良いでしょうか。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 31番：第1浄水場、山王取水井の新設施設・設備、及び既設利用の対象施設 32番：上記以外
104	別紙3				リスク分担表(案)	「維持管理段階 施設・設備の機能・性能不足によるもの」リスク分担の備考が書かれておりません。31は、受託者の責めによるもの32は、発注者の責めによるものと、考えてよろしいでしょうか。	以下のとおりとし、募集要項等の公表時に修正します。 31番：第1浄水場、山王取水井の新設施設・設備、及び既設利用の対象施設 32番：上記以外
105	別紙3				リスク分担表(案)	「設定した原水水質」とありますが、設定値をご教授ください。	資料閲覧時に原水水質の月報を開示しますので、ご参考ください。
106	別紙3				リスク分担表(案)	物価変動に関するリスク分担は発注者が○になるのではないかと。	備考欄に記載のとおりです。
107	別紙3				リスク分担表(案)	物価変動に関する契約変更の方法はどのようにするお考えですか。	募集要項等の公表時に契約書(案)内で示します。
108	別紙3				リスク分担表(案)	物価変動において、一定の割合とありますが、その割合は計建設工事請負契約書(案)及び運転維持管理業務委託契約書(案)にお示し頂けるとい認識でよろしいでしょうか。	募集要項等の公表時に契約書(案)内で示します。
109	別紙4				事業スキーム(例)	特別目的会社や運転維持管理企業から再委託する可能性があると考えます、そのような場合の委託先は協力企業という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
110	別紙4				事業スキーム(例)	設計企業が点線表記ですが、意図をご教授ください。	例えば、設計を行うことができる土木建築企業であれば、設計企業は不要と考えています。
111	別紙4				事業スキーム(例)	応募グループ-構成員-建設事業者「共同企業体」の中の、「設計企業」が点線となっています。8頁(2)に記載の通り、設計企業が構成員として必須であると考えてよろしいでしょうか。	例えば、設計を行うことができる土木建築企業であれば、設計企業は不要と考えています。
112	別紙4				事業スキーム(例)	一般的には基本契約の中で、その後に締結する事業契約(建設工事請負契約、運転維持管理契約)の締結義務、各契約の契約における建付けの整理をおこなうものと理解しております。そのため、事業契約は建設工事請負契約、運転維持管理契約の2種類の契約を意味するものと思慮します。上記理解かつ、本事業はPFIではないため、基本契約の下に2本の契約がぶら下がる事業スキームとなるものと思慮します。また、設計企業については、破線となっておりますが、参加要件として記載されていますので、実線となるものと思慮します。	ご理解のとおりです。また、設計を行うことができる土木建築企業であれば、設計企業は不要と考えています。
113	別紙4				事業スキーム(例)	基本契約は、構成員のみが契約する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1章	2	2.3	(1)事業の目的	(1)事業の目的において補助金事業を活用するとありますが、補助対象施設の建設着手は補助申請を行い採択後であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	第1章	2	2.3	(1)事業の目的	浄水場の老朽化を解決することが事業目的であることは理解しましたが、浄水池、送水ポンプ設備、管理棟、非常用発電設備の既設利用は問題ないのでしょうか。	安全性・安定性を確保しつつ費用を可能な限り抑制する考えのもと、事業者によって最適なものが提案されることを期待しております。
3	1	第1章	2	2.3	(1)事業の目的	カビ臭対策が目的にありますが、過去に問題になったことはあるのでしょうか。また、どのような条件で、カビ臭が発生するのでしょうか。	平成28年度から平均して年に1回程度発生しています。鳴淵ダムの水質が原因と考えられます。
4	2	第1章	2	2.4	(1)対象施設	【表2】設計建設業務対象施設の整備内容において、・カビ臭対策機能を付加するとありますが、町として最低限の施設基準等がございますでしょうか。あればご教示いただけますでしょうか。また、カビ臭対策機能の手法は、事業者の独自提案と考えてよろしいでしょうか。カビ臭の測定は、公定法により、発注者が実施するという理解でよいでしょうか。もし、受託者が行う場合、発注者から貸与される分析装置（GC/MS）で実施するという理解でよいでしょうか。加えて、第二浄水場原水の水質データはいただくことは可能でしょうか。また、第二浄水場には原水中のカビ臭処理を行う設備が配備されていないとの理解で間違いないでしょうか。	最低限の施設基準等は特にありません。カビ臭対策機能の手法は事業者提案とします。カビ臭の測定は発注者が実施します。第2浄水場の原水水質データは資料閲覧時に原水水質の月報を開示しますので、ご参考ください。第2浄水場にはカビ臭処理設備はありません。
5	2	第1章	2	2.4	(1)対象施設	①設計建設業務対象施設において新設する第1浄水場については認可申請を要するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	2	第1章	2	2.4	(1)対象施設	既設粉末炭処理の使用頻度と目的（カビ臭対策、藻臭対策等）をご教示下さい。	カビ臭対策ですが、使用しておりません。
7	2	第1章	2	2.4	(1)対象施設	水源種別 鳴淵ダム 一日最大取水量3,500m ³ /日 とありますが、過去ダムにおける漏水事例について具体的に ご教示頂くことは可能でしょうか。	今のところ事例はありません。
8	4	第1章	2	2.4	(2)対象業務	②設計建設業務の内、調査業務・埋設物調査に既設図面や現地において位置が把握できない埋設物と記載があります。具体的な想定があればご教示ください。	具体的な想定はありません。
9	5	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	①工事区域への大型重機の進入口が必要です。浄水場入口の運送会社の敷地を借りて進入口を設置することが出来れば問題ありませんが、聞き取り調査の結果では、近い将来、敷地内の浄水場側に倉庫を新設する計画がある為、借地は難しい」との回答でした。先日現地見学会により得た条件から考えられる工事用進入口は、①山側の狭い道路を拡幅する。②既設浄水場を一部取り壊して確保する。この2点を想定しましたが、どちらも莫大な工事費が必要となります。本事業費に、工事用進入口（設置撤去）築造費は計上されているのか、ご教示ください。また、進入口の考えが上記2点以外であれば、基本設計時の工事用進入口計画を開示して頂けないでしょうか。	計上しております。
10	5	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	建設予定地へのアクセスは既存の浄水場を経由しなければならないですが、構造物及び埋設物への影響が懸念されますが、問題ないでしょうか。	事業者提案とします。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	5	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	工事方法は事業者提案であることは承知していますが、建設機械や車両を建設予定地へ搬入出す方法について発注者のお考えをご教授ください。	1案として、仮設薬品注入設備を設置し、既設薬品注入室を取壊し、薬品沈殿池と急速ろ過池の間から侵入するルートで工事費を計上しております。
12	5	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	工事区域に敷設されている配水管にいて、移設が必要となった場合は、貴町・事業者どちらの所掌となるのでしょうか。	事業者とします。
13	5	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	別紙2に示される建設予定地は造成工事が必要となり、そのための大型重機の進入路が必要です。計画段階にて想定された搬入路をご教示願いますか。また本事業費に、工事用進入路（設置撤去）築造費は計上されているのか、ご教示願います。	1案として、仮設薬品注入設備を設置し、既設薬品注入室を取壊し、薬品沈殿池と急速ろ過池の間から侵入するルートで工事費を計上しております。
14	5	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	工事区域への大型重機の進入路が必要です。大型重機の搬入には工事用進入路の確保が不可欠と考えます。現地確認の調査を行い借用は困難との回答がありました。代替え案として、「山側の狭い道路を拡幅する」、「既設浄水場を一部取り壊し確保する」が想定されますが、大規模な費用が発生するため、以下について確認させてください。本事業費に、工事用進入路（設置撤去）築造費は計上されているのか、ご教示ください。進入路のお考えが上記2点以外であれば、基本設計時の工事用進入路計画を開示して頂けないでしょうか。	計上しております。
15	5	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	事業可能範囲における地下埋設物の占用位置情報を御提供ください。	資料があれば資料閲覧時に開示します。
16	6	第1章	2	2.5	(1)整備対象施設の立地条件等	「【表5】第1浄水場の立地条件 その他の指定 特になし」の記載があります。篠栗町ハザードマップを拝見すると、第1浄水場の事業可能範囲は、土砂災害防止法上の土砂災害警戒区域（がけ崩れ）に該当する地域と思われませんが、土砂災害特別警戒区域（がけ崩れ）には非該当でよろしかったでしょうか。同様に、山王取水井の事業可能範囲はいかがでしょうか。	土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）、土砂災害警戒区域（急傾斜地、土石流）に該当します。募集要項等の公表時に追記します。
17	7	第1章	2	2.5	(2)要求する性能	建築構造物は鉄骨造もありますが、鉄筋コンクリート造と設定した発注者のお考えをご教授ください。ちなみに、p.19に「構造形式は事業者提案とする」と記載されています。	事業者提案とします。
18	7	第1章	2	2.5	(2)要求する性能	建築構造物を鉄骨造で計画すると要求水準違反となりますか。コスト削減や工期短縮に寄与する提案が可能と考えております。	要求水準違反とはならないと考えます。
19	7	第1章	2	2.5	(2)要求する性能	浄水池、送水ポンプ設備、管理棟、非常用発電設備は既設を利用することに支障がないとありますが、この場合の耐用年数の考え方はどのようになりますか。	法定耐用年数を基本とします。
20	7	第1章	2	2.5	(2)要求する性能	浄水池、送水ポンプ設備、管理棟、非常用発電設備は既設を利用した場合、本事業の運転維持管理業務に影響があると思われませんが、その場合の施設に関するリスクは発注者が負うという理解でよろしいか。	事業者提案ですので、事業者と考えます。
21	7	第1章	2	2.5	(2)要求する性能	③仕様に関する事項として、要求水準書に明記しない必要な設備や性能を発揮させるために必要な設備、と記載があります。具体的な想定があればご教示ください。	想定はありません。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	8	第1章	2	2.5	(3)業務実施体制	応募グループ：総括責任者 建設工事請負契約：現場代理人（専任） 設計業務）管理技術者、照査技術者については兼務不可 建設業務）管理技術者又は主任技術者 *現場代理人が兼務可 運転維持管理契約：運転維持管理業務責任者（常駐） *総括責任者が兼務可 上記の理解ですがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	8	第1章	2	2.5	(3)業務実施体制	②現場代理人の配置は、構成員である建設事業者（共同企業体）から選任であるとの認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	8	第1章	2	2.5	(3)業務実施体制	②現場代理人の配置において工事の種別毎に配置し、届け出の時期は着手時前までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	9	第1章	2	2.5	(3)業務実施体制	③設計及び建設業務有資格者の配置、イ) 建設業務にて建築一式工事の技術者が求められていますが、既設管理棟流用の際は建築一式工事を担う業者は構成員に含まなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	9	第1章	2	2.5	(3)業務実施体制	イ)建設業務において、国交省監理技術者制度運用マニュアルに則り、工場製作期間と現場施工期間の配置技術者及び現場代理人は、分けて選任ができる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	9	第1章	2	2.5	(3)業務実施体制	設計期間と施工期間の現場代理人及び監理技術者は分けることが可能かまた設計期間中の技術者は非専任でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	9	第1章	2	2.5	(3)業務実施体制	a.土木一式工事において「見積入札執行日時点」とありますが、参加表明書提出時点のことでしょうか。この内容は、b. c. d. e.にも記載があります。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
29	12	第1章	2	2.6	(1)関係法令	遵守する関係法令のうち、「その他関連法令及び条例等」とありますが、本事業において考えられる法令及び条例（例えば水源保全に関する条例など）はありますでしょうか。提示されない場合は、実施方針に明記されている関係法令等を遵守すればよく、事業開始後に提示された法令等を遵守するために必要な手続きに係る費用は追加対象になる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	12	第1章	2	2.6	(2)指針、各種基準	適用する技術基準等のうち、「その他本事業に関連する要綱、指針及び各種基準」とありますが、現状で考えられる基準などがありますでしょうか。提示されない場合は、要求水準書（案）に明記されている指針及び各種基準等を適用すればよく、事業開始後に提示された指針等を遵守するために必要な手続きに係る費用は追加対象になる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	13	第1章	2	2.7	用語の定義	「⑪計画修繕」の定義について、計画修繕とは「予防保全（CBM、TBM）に基づいて計画的に性能・機能を確認するために行う修繕を計画修繕という。」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、削除します。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
32	13	第1章	2	2.7	用語の定義	「⑫利用」の定義について、「既存の施設や設備をそのままの状態でも目的に応じて使うこと」とありますが、目的に応じて、そのままの状態でも「移設」して使うことも含まれているとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に追記します。
33	14	第2章	1		基本事項	急速ろ過機と急速ろ過池のいずれかを採用してもよいとありますが、処理性能や耐用年数が異なるため、公平な評価がされないと考えます。発注者のお考えをお聞かせください。	それぞれのメリットやデメリットを総合的に判断して審査します。
34	14	第2章	1		基本事項	急速ろ過機と急速ろ過池のいずれかを採用してもよいとありますが、想定原水水質を指定してください。それにより判断したいと考えます。	資料閲覧時に原水水質の月報を開示しますので、ご参考ください。
35	14	第2章	1		基本事項	急速ろ過方式について二つの選択肢が示されていますが、実施方針に示されている事業スケジュール（設計建設期間が3年程度）では、いずれの方式においても、搬入路の確保に加え、設計建設期間を鑑みると、事業スケジュールの延長が必要かと考えますが、考え方をご教示ください。	現在のスケジュールで行います。
36	14	第2章	1		基本事項	浄水処理方式は急速ろ過方式とするが、急速ろ過機（機械）、または急速ろ過池（土木、機械）のいずれの方式を採用してもよいとありますが、機械式ともう一方では耐用年数が異なりますので建設事業費と維持管理費を考慮し方式を決定することとなります。提案考察に資するため貴町では独自に更新基準年数を設定されてますでしょうか。設定されている場合ご提示いただくことは可能でしょうか。	設定していません。
37	14	第2章	1		基本事項	「管理棟及び送水施設、電気・計装設備等は、既設利用可能の判断のもと、事業者の責任において既設を利用することに支障はない」と記載があり、既設流用が可能であると解釈しましたが、全面更新案と一部既設利用案とでは応募者の提案内容が大きく異なり評価が難しいかと推察いたします。可能であれば評価項目等についてご教示いただけませんかでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
38	14	第2章	1		基本事項	管理棟及び送水施設、電気・計装設備等は、既設利用可能の判断のもと、事業者の責任において既設を利用することに支障はない。以下の対応方針はその他施設についても機能、耐久性、施工時の合理性等を確保できる場合、既設利用の検討を否定するものではない。と、記載がありますが、①各機器等の設置及びオーバーホールの時期と内容を御教授下さい。②本事業は脱炭素化に関する補助金事業を活用し事業を実施する（1ページ）と記載があります。既設を利用して設計・施工後に故障又は不備等が発生した場合は、町の単費による取替等との考えで宜しいでしょうか。また、設計・施工業者の責任範囲である場合は瑕疵（保証）期間はどのようにお考えですか。御教授ください。③新設と既設利用とでは提案書の金額に価格差が発生しますが、どのような評価方法を採用されるのかを御教授ください。	①水道施設台帳を資料閲覧時に開示します。 ②事業者提案ですので、事業者と考えます。 ③募集要項等の公表時に示します。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
39	14	第2章	1		基本事項	「管理棟及び送水施設、電気・計装設備等は、既設利用可能の判断のもと、事業者の責任において既設を利用することに支障はない。以下の対応方針はその他施設についても機能、耐久性、施工時の合理性等を確保できる場合、既設利用の検討を否定するものではない。」と記載があります。既設利用の程度によって、事業費、工期、耐久性など大きく変わりますが、評価される場合の判断基準をお示しいただきたい。また、既設利用の場合のリスク分担については、どのようにお考えでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。既設利用の場合のリスク分担については、事業者提案ですので、事業者とを考えます。
40	14	第2章	1		基本事項	「管理棟及び送水施設、電気・計装設備等は、既設利用可能の判断のもと、事業者の責任において既設を利用することに使用はない。以下の対応方針はその他施設についても機能、耐久性、施工時の合理性等を確保できる場合、既設利用の検討を否定するものではない。」と記載があります。既設利用の判断とは、事業者が要求水準書（案）6頁（2）要求する性能を検討し、事業者の判断により、必要があれば、補強等を行い事業期間において、事業者が性能を補償するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	14	第2章	1		基本事項	「事業者の責任において既設を利用することに支障はない」とありますが、仮に管理棟を既設流用し、事業期間中に管理棟や電気・計装設備を更新する必要がある際は事業者の負担で設計及び建設を行う必要があるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	14	第2章	1		基本事項	その他施設も含めて既設を利用することに支障はない。とありますが、全ての施設を再利用するケースと新規建設を前提とする場合とでは、コストに大きな差が出るものと思慮いたします。貴町の主たる考え方は、どちらになるのでしょうか。ご教示頂くことは可能でしょうか。	基本的には新設を考えていますが、既設利用が可能と提示した施設の中で、事業者が利用できると判断された場合は、事業者の責任で利用できるものと考えます。
43	14	第2章	2	2.1	(1)測量調査	「篠栗町の提供する資料の他、」と記載があります。計画・設計を行うため測量図などのCADデータを開示いただきたい。	資料閲覧時に開示します。
44	14	第2章	2	2.1	(1)測量調査	浄水場建設予定地の公簿売買は、完了しているとの認識で間違いございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	15	第2章	2	2.1	(5)調査業務にあたっての留意事項	地下埋設物調査は、現況図面をもとに現地調査を行い、埋設位置図の作成や必要に応じて試掘を行うこととありますが、現況図の漏れ、誤記などによる埋設物の損傷の場合、現状復旧にかかる費用の負担は貴町との理解でよろしいでしょうか。	発注者は責任を負いません。
46	15	第2章	2	2.1	(5)調査業務にあたっての留意事項	土壌汚染調査は必要ありませんか。	事業者提案とします。
47	15	第2章	2	2.2	(2)原水水質及び浄水水質	「鳴瀬ダムは、～水道用水の供給先は、篠栗町、福岡地区水道企業団である。」の記載があります。導水の検討を行うため、取水位置や導水管路等の情報を紙面にて閲覧できるように開示いただきたい。	資料閲覧時に開示します。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
48	15	第2章	2	2.2	(2) 原水水質及び浄水水質	本水質について、過去5年間の処理過程の水について年報及び帳票を頂くことは可能でしょうか。また、PACの注入状況について、資料を開示頂けますでしょうか。	資料閲覧時に開示します。
49	15	第2章	2	2.2	(2) 原水水質及び浄水水質	「第1浄水場への流入水質について、過去5年間の運転管理データでは、平均濁度は5度程度、最高は70度程度となっており、データ外で一時的に180度程度となったことがある。pHは比較的高い傾向にあり、平均で7.5近くになり、最高では8.0を超過している。」の記載があります。浄水処理の検討を行う上で、原水水質データは非常に重要です。第一浄水場の原水濁度計・原水pH計の月報を10年程度紙面にて閲覧できるように開示いただきたい。	資料閲覧時に開示します。
50	15	第2章	2	2.2	(2) 原水水質及び浄水水質	「濁度は、データ外で一時的に180度程度となったことがある。」と記載があります。本事業における原水濁度の設定は180度であり、要求水浄水水質は原水に大腸菌が検出されていることを考慮し、ろ過水濁度を0.1度以下にする。との理解でよろしいでしょうか。また、いかなる期間も処理水量は4,200m3/日を確保する。との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、処理水量については事業者提案とします。
51	15	第2章	2	2.2	(2) 原水水質及び浄水水質	2017年12月のジェオスミン濃度8ng/L、最大9ng/Lとは原水の値でしょうか。また、山王水源の開発時の水質試験データの提供は可能でしょうか。濁度について一時的に180度程度とありますが、今回の更新工事において原水の最高濁度は何度を保証しなければならないでしょうか。	浄水の値で、山王取水井のデータは資料閲覧時に開示します。濁度については、原水水質データを資料閲覧時に原水水質の月報を開示しますので、ご参考ください。
52	15	第2章	2	2.2	(2) 原水水質及び浄水水質	原水水質及び浄水水質条件として設定されているのは原水濁度180度程度、原水pH8.0、原水臭気（ジェオスミン）9ng/Lを浄水として水質基準値以内（濁度に関しては0.1度以下）に処理する。これ以外の原水水質項目に関しては水質基準値以内であり浄水水質の条件外であるとの認識で問題ないでしょうか。	原水水質が特異な条件であったことを示したものであり、詳細な原水水質は別紙4をご確認ください。浄水水質については全ての項目において、水質基準値以内を確保することを募集要項等の公表時に追記します。
53	15	第2章	2	2.2	(2) 原水水質及び浄水水質	2017年12月に臭気（ジェオスミン）濃度が上昇したとありますが、過去にカビ臭が問題となったのはこの一時期のみという理解でよろしいでしょうか。	平成28年度から平均して年に1回程度発生しています。募集要項等の公表時に追記します。
54	15	第2章	2	2.2	(2) 原水水質及び浄水水質	「また、2017年12月に臭気（ジェオスミン）濃度が上昇し、基準値10ng/Lに対して、8ng/Lが確認された。以降、監視体制を強化して臨時水質検査を継続した結果、最大9ng/Lになったが、基準値を超過することではなく、翌月の定期検査では「異常なし」となり、以降は安定的に推移している。2017年は、年間降水量が少なくダムへの流出入水量も少なくなっており、このことも一因と考えられる。」と記載があります。臭気（ジェオスミン）濃度は基準値の10ng/Lを超えたことではなく超えた場合は水質基準値以内に処理するとの認識でよろしいでしょうか。また、想定されている原水臭気（ジェオスミン）濃度の最大値と発生期間ををご教示ください。	ご理解のとおりです。原水臭気（ジェオスミン）濃度の最大値と発生期間は12ng/L、平成28年12月の連続した2日間です。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
55	16	第2章	2	2.2	(4)設計共通事項	「・水槽内面（底面、壁面、天井面）、管廊の上部、ほか必要に応じて耐久性の高い防水防食処理を行うこと。」と記載があります。管廊上部の対象範囲は、管廊：配管やケーブルなどをまとめて収容し、人が点検可能な地下のトンネル状の構造物 上部：天井面および天井面から30cm程度下方の壁面と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	16	第2章	2	2.2	(4)設計共通事項	「・各施設に対して、洗浄や清掃等を行うための設備（給水栓、散水栓の設置等）を設置すること。」と記載があります。各施設は、「新設施設のうち事業者の提案による」と読み替えてよろしいでしょうか。本設備の設置は、「給水管を設置する」と読み替えてよろしいでしょうか。また、その使用料は、【表8】調達物等に追加される。という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
57	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	浄水池、送水ポンプ設備、管理棟、非常用発電設備は既設を利用することに支障がないとありますが、この場合の価格評価はどのようになりますか。	価格評価点で評価します。
58	21	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	通常の配管工事において、配管材料の町の指定はありますか。維持管理を考慮して、統一したほうが良いと考えます。	資料閲覧時に開示します。
59	17	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「容量は、水道施設設計指針に基づき」と記載ありますが、浄水技術ガイドライン等の技術資料に基づく仕様の施設でも問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	17	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「濁質等除去施設については、2系列以上の複数池に系列化することにより、運転維持管理や将来の施設・設備更新等への対応が行いやすい施設整備とすること。」と記載があります。1系列あたりの処理能力に関しては事業者の提案であるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。募集要項等の公表時に追記します。
61	17	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	ろ過流出量の量水設備は各ろ過系列毎に必要でしょうか？全ろ過水量でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。募集要項等の公表時に追記します。
62	17	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	既設は沈澱池が浄水フローに組み込まれていますが、濁度以外の水質項目で副次的に処理できている物質（例えば色度、溶存マンガン）はありますか。	経験的にあると考えます。
63	17	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	①第1浄水場）急速ろ過施設においてろ過出口の水の濁度を常時 0.1 度以下とすることができる除濁機能とありますが、ろ過池単位での濁度監視が必要でしょうか。ろ過水合流後の濁度監視でもよろしいのでしょうか。	事業者提案とします。募集要項等の公表時に追記します。
64	17	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「ろ過速度については、120～150m/日の範囲を基本とするが、具体的なろ過速度及び範囲については事業者提案とする。」と記載があります。120～150m/日の範囲を基本とするとの記載にはどのような意図があるのでしょうか。	「水道施設設計指針2024」に準じております。
65	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	以降すべての施設に対し「既設を利用することに支障はないが、新設する場合は」とありますが、既存施設の構造物耐震性能は新耐震を満足しているということでしょうか。	耐震性能の確保を含めて事業者提案とします。募集要項等の公表時に修正します。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
66	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	浄水池は、既設を利用することに支障がないとありますが、既設はP.6に記載されている重要度ランクA1を満足していますか。	耐震性能の確保を含めて事業者提案とします。募集要項等の公表時に修正します。
67	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	既設浄水池が重要度ランクA1を満足していない場合でも、既設利用に支障がないのでしょうか。	耐震性能の確保を含めて事業者提案とします。募集要項等の公表時に修正します。
68	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「浄水池は、既設を利用することに支障はない」とありますが、既設を利用する場合と新設する場合では、事業費が大きく異なるものと考えます。貴町が本事業の事業費算定に際して、どのような考え方で事業費を算定されているのか、ご教示ください。既設を利用（部分更新を含む）するか新設するのかは、事業費の観点から予め貴町が指定することが必要と考えます。また、既設施設（浄水池）を本事業において引き続き利用した場合、不具合、機能的な不備が後に判明した際、リスクは貴町に帰属するものと理解しております。この点につきまして、貴町のご認識をご確認させてください。	安全性・安定性を確保しつつ費用を可能な限り抑制する考えのもと、事業者によって最適なものが提案されることを期待しております。また、既設施設（浄水池）を本事業において引き続き利用した場合、不具合、機能的な不備が後に判明した際、不可抗力等やむを得ない事情による場合を除いて、リスクは事業者に帰属します。
69	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	排泥の最終処理は既設同様に第2浄水場へ送り濃縮槽及び天日乾燥床にて処理するという理解でよろしいでしょうか？また、第1浄水場から第2浄水場への送泥管は既設流用の考えでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、送泥管はありません。
70	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	排泥池からの排泥はどの様に処理されているのでしょうか。また、そのMLSS濃度はどの程度でしょうか。	排泥処理が必要な場合は第2浄水場の天日乾燥床に移送しています。募集要項等の公表時に追記します。MLSS濃度は測定しておりません。
71	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「a.排水池：・排水池の池数は、1池以上あれば良いものとする。」「b.排泥池：・池数は、1池以上あれば良いものとする。」と記載があります。既設第1浄水場と同等程度の排水処理が可能であれば問題ないとの理解でよろしいでしょうか。また、計画最大浄水量が4,200m3/日であるため「水質汚濁防止法」第12条の排水基準は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「送水ポンプ設備は、既設を利用することに支障はないが、」と、記載があります。既設を利用する場合どのような判断が必要とお考えでしょうか。また、リスク分担はどのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	既設を利用した場合、事業者提案となるためリスク分担は事業者となります。
73	18	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「送水ポンプ設備は、既設を利用することに支障はない」とありますが、既設を利用する場合と新設する場合では、事業費が大きく異なるものと考えます。貴町が本事業の事業費算定に際して、どのような考え方で事業費を算定されているのか、ご教示ください。既設を利用（部分更新を含む）するか新設するのかは、事業費の観点から予め貴町が指定することが必要と考えます。また、既設施設（送水ポンプ設備）を本事業において引き続き利用した場合、不具合、機能的な不備が後に判明した際、リスクは貴町に帰属するものと理解しております。この点につきまして、貴町のご認識をご確認させてください。	最も高価と思われるパターンを事業費としています。既設利用の場合のリスク分担については、事業者提案ですので、事業者と考えます。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
74	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	管理棟は、既設を利用することに支障がないとありますが、既設はP.6に記載されている耐震安全性の分類がⅡ類、重要度係数1.25を満足していますか。	現時点では断言できないため、耐震性能の確保を含めて事業者提案とします。募集要項等の公表時に修正します。
75	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	管理棟が耐震安全性の分類がⅡ類、重要度係数1.25を満足していない場合でも、既設利用に支障がないのでしょうか。	現時点では断言できないため、耐震性能の確保を含めて事業者提案とします。募集要項等の公表時に修正します。
76	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「管理棟は、既設を利用することに支障はない」とありますが、既設を利用する場合と新設する場合では、事業費が大きく異なるものと考えます。貴町が本事業の事業費算定に際して、どのような考え方で事業費を算定されているのか、ご教示ください。既設を利用（部分更新を含む）するか新設するのかは、事業費の観点から予め貴町が指定することが必要と考えます。また、既設施設（管理棟）を本事業において引き続き利用した場合、不具合、機能的な不備が後に判明した際、リスクは貴町に帰属するものと理解しております。この点につきまして、貴町のご認識を確認させてください。	最も高価と思われるパターンを事業費としています。既設を利用した場合、事業者提案となるためリスク分担は事業者となります。
77	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	㌾薬品注入設備にて、使用薬品は凝集剤、塩素剤と記載ありますが提案内容によっては他薬品を追加することは可能でしょうか。追加した際は事業期間中に発生する補充費用は発注者様にて御負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。費用は事業者負担とします。
78	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「・注入量の計測が可能な設備とすること。」と記載があります。注入量を実測するためのサンプリング配管があればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	記載の使用薬品以外を設置する場合において、使用量・使用期間が少ないことが想定される薬品については、貯蔵槽は1槽を検討していますが、よろしいでしょうか。	事業者提案とします。募集要項等の公表時に修正します。
80	19	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「貯蔵槽は清掃等を考慮し2 槽とし、容量は計画浄水量、平均注入率の条件で15 日分以上の注入が可能なものとする。なお、1 槽あたりの容量は事業者の提案によるものとする。」と記載があります。常時使用しない貯蔵槽の槽数は、事業者提案とすることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
81	20	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「電気・計装設備は、既設を利用することに支障はない」とありますが、既設を利用する場合と新設する場合では、事業費が大きく異なるものと考えます。貴町が本事業の事業費算定に際して、どのような考え方で事業費を算定されているのか、ご教示ください。既設を利用（部分更新を含む）するか新設するのかは、事業費の観点から予め貴町が指定することが必要と考えます。また、既設施設（電気・計装設備）を本事業において引き続き利用した場合、不具合、機能的な不備が後に判明した際、リスクは貴町に帰属するものと理解しております。この点につきまして、貴町のご認識を確認させてください。	最も高価と思われるパターンを事業費としています。既設を利用した場合、事業者提案となるためリスク分担は事業者となります。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
82	20	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	電気・計装設備に関して、特に計装設備は既設メーカーが有利となるため、公平な工事区分としていただきたいです。具体的には、場外施設に関する既設中央監視装置のソフト改造が発生すると考えておりますが、その部分は既設メーカーにしかできないため、公平性を確保するためには別途発注とする必要があります。	事業者との協議により決定します。
83	20	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	㌾「電気・計装設備 c. 中央監視制御設備」、更新を行う際は、既設システムの機能追加が発生した場合は、貴町からの別途発注の認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者との協議により決定します。
84	20	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	㌾電気・計装設備 c. 中央監視制御設備において、既設を利用することに支障は無いと記載がありますが、既設を利用する場合のリスク分担をどの様にお考えでしょうか。	既設を利用した場合、事業者提案となるためリスク分担は事業者となります。
85	20	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	既設監視設備は、第1浄水場以外の場外設備を含めた集中監視を行っています。集中監視の改修は本事業対象外と考えて宜しいでしょうか。	本事業の対象とします。募集要項等の公表時に修正します。
86	20	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	更新を行う際は、既設システムの機能追加が発生した場合は、貴町からの別途発注の認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	事業者との協議により決定します。
87	21	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	環境対策として再生可能エネルギー設備を設置すること。設置設備の種類及び仕様は、事業者の提案とする。とは、導入の有無又は再生エネルギーの量にて評価されるのでしょうか。また、節電機器を利用した場合も評価対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	21	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	臨時用の水質計器とはポータブルの機械との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に追記します。
89	21	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	臨時用の水質計器として、濁色度計、残塩計、pH計、アルカリ度計を配備することとありますがポータブルの濁色度計、残塩計、pH計、アルカリ度計を配備するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に追記します。
90	22	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	敷地内の雨水排水はどのルートで、どこに排水しているのでしょうか。また、浄化槽の処理水の放流先も御指示ください。	雨水排水ルートは現地見学会時にご確認ください。浄化槽の処理水の放流先は事業者提案とします。
91	22	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	場内排水施設として、建物内の汚水及び雑排水は浄化槽で処理、と記載があります。近くに公共下水道が存在しない、若しくは既設管接続が困難な状況なのでしょうか。浄化槽を選択した理由をご教示ください。	ご理解のとおりです。
92	22	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	浄化槽については更新対象設備外との認識でよろしいでしょうか。	管理棟を新設した場合は必要と考えます。
93	22	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「・建物内の汚水及び雑排水は、浄化槽で処理すること。」と記載があります。「建物内の雑排水は、管理棟などの給水管からの排水と解釈し、機械室や管廊などからの雑排水は除く」の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	22	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	建物内の汚水及び雑排水は、浄化槽で処理すること。とありますが既設浄化槽を利用することは可能でしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
95	23	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	見学対応について、これまでの年間見学者の来場数や都度の受け入れ人数や毎月の実績などご教示いただけますでしょうか。	令和5年度：第1浄水場にて、他自治体の視察2件 令和6年度：第2浄水場にて、小学校の見学1件
96	23	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	建築構造物の提案段階において、建築主事及び消防署に事前協議を行うことは可能でしょうか。	建築主事及び消防署にご確認ください。
97	23	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「小学生（社会科授業見学）や一般見学者に対して、安全かつ円滑な見学が可能な計画を策定し、必要な安全設備や見学者対応設備を整備すること。」と記載があります。何名くらいの見学対応が必要となりますでしょうか。ご教示ください。	人数は想定しておりません。
98	23	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「f.その他・施設や設備の洗浄、樹木への散水を行うため、適切な箇所に～」記載があります。整備項目として、植栽について明記されていませんが、「植栽は、事業者の提案とする。」の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	23	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「導水ポンプは複数台設置するものとし、予備機を設けること。」と記載があります。取水井の図面は実施方針別紙2の一般図しかなく、設置検討ができません。取水井詳細構造図は公告時にご提示いただける、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。資料閲覧時に開示します。
100	23	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	導水管には流量を計測する量水設備を設置すること、とありますが、前述の第1浄水場着水井にも、同様の記載があります。山王導水量水設備は取水井、着水井どちらかにあればよい、との理解でよろしいですか。	事業者提案とします。募集要項等の公表時に追記します。
101	23	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	電気設備においては非常用発電機は設置不要との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。募集要項等の公表時に追記します。
102	24	第2章	2	2.2	(5)対象施設の要求性能	「・施設内に引込柱、受変電及び負荷設備を新設し～」記載があります。「すでに設置されてある引込柱は、利用することに支障はない」の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に追記します。
103	25	第2章	2	2.3	(1)建設の基本的考え方	「事業者が対象施設の設計及び建設を一括して行う趣旨に鑑み、事業者の判断と責任において建設すること。」記載があります。「このため、設計の主要な段階における、篠栗町の設計内容の審査に合格後、着工可能な施設より施工可能」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	25	第2章	2	2.3	(1)建設の基本的考え方	工事期間中も水質基準を満足し、かつ水処理運転に支障をきたさないような施工方法、施工手順で実施するには、建設予定地へはどのような進入路を想定されているのかご教示ください。また進入路整備に要する費用は工事費に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	1案として、仮設薬品注入設備を設置し、既設薬品注入室を取壊し、薬品沈殿池と急速ろ過池の間から侵入するルートで工事費を計上しております。
105	26	第2章	2	2.3	(3)工事全般	①工事一般事項として、支障となる樹木の伐採、支障物件の移動等の必要が生じた場合、と記載があります。対象とする樹木や支障物の具体的な想定があればご教示ください。	具体的な想定はありません。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
106	27	第2章	2	2.3	(4)建設に伴う各種申請等の業務	法令等で定められた各種申請等の手続きは、篠栗町と協議の上、工事スケジュールに支障をきたさないよう、実施すること。とありますが建築確認申請以外に想定されている申請手続きはございますでしょうか。また上乗せの条例等はございますでしょうか。ご教示ください。	水道事業認可権者、道路・河川管理者、NTT、電力会社、消防機関等との協議を想定しております。
107	28	第2章	2	2.3	(8)試運転	「・試運転は、単体試験及び総合試運転とし、建設期間内に実施すること。」と記載があります。第1浄水場は、既設水利（鳴淵系）の多くを使用して浄水場を運用しており、浄水場の運用と総合試運転や実負荷運転を並行して行う水量的余裕がありません。また、山王取水井も本事業の建設対象かつ水量的にも乏しいため、試験運用には適しません。このため、建設期間内に行う試運転は単体試験までとし、総合試運転の期間については、「別途、監督員と協議をする」とする検討を要望します。	事業者提案とします。
108	28	第2章	2	2.3	(8)試運転	事業者が、工事完成までに使用した予備品、消耗品については、引き渡し時に当初数量を確保することとありますが、試運転用として見ている消耗品については、確保不要と考えますがいかがでしょうか。或いは、供用開始後の予備品、消耗品等を使用した場合は、引き渡し時に当初数量を確保することとされてはいかがでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
109	29	第2章	2	2.3	(8)試運転	電力、燃料、薬品、その他消耗品については、事業者の負担とあります。これらの費用は第1浄水場更新工事の範囲であるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
110	29	第2章	2	2.3	(8)試運転	②総合試運転として、発生する排水及び汚泥は原則として事業者が自らの責任により排除・処理・処分と記載があります。本事業対象施設の近くに排水処理が可能な公共下水道管は存在するのでしょうか。ご教示ください。	公共下水道区域外のためありません。
111	29	第2章	2	2.3	(8)試運転	試運転に要する原水の使用量の限度を定められるのでしょうか。最大取水量(ダム及び取水井)の範囲内であると理解しています。	ご理解のとおりです。
112	29	第2章	2	2.3	(8)試運転	総合試運転の期間について記載はありません。このため、「総合試運転の期間は、事業者の提案とする。」の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に追記します。
113	29	第2章	2	2.3	(10)出来高検査及び完成検査	出来高検査について、機械設備と電気設備の製作機器は、製作工場での立会検査を実施するのでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に追記します。
114	30	第2章	2	2.3	(10)出来高検査及び完成検査	水道法第13条(給水開始前の届出及び検査)における水質検査および施設検査は本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	対象とします。募集要項等の公表時に追記します。
115	30	第2章	2	2.4	(1)篠栗町による設計監理・工事監理	建築確認申請に伴う工事監理も篠栗町が行うと解釈します。	事業者との協議により決定します。
116	30	第2章	2	2.4	(1)篠栗町による設計監理・工事監理	DBO方式ですので、仕様発注で行われる監理業務は事業者側で行い、発注者はモニタリングを行うことになると考えます。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
117	33	第2章	3	3.2	3.2.1基本事項	3.2.3では「年間業務計画書」となっています。同一の計画書と認識しますので、表記を何れかに統一する必要がありますと考えます。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
118	33	第2章	3	3.2	3.2.1基本事項	全体修繕計画書は、（新第1浄水場のみ対象）となっていますが、「第1浄水場新設施設」として、各要求水準で記載の表現と統一する必要がありますと考えますので、ご検討ください。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、削除します。
119	34	第2章	3	3.2	3.2.4全体修繕計画書	①に「計画期修繕」とありますが、「計画修繕」と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、削除します。
120	35	第2章	3	3.3	(1)運転監視操作業務及び要求水準	第1浄水場は、既設施設と新設施設がありますが、ここで言う「第1浄水場」は、既設（令和11年3月末まで）及び新設（令和11年4月から）を含めた施設と理解してよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
121	35	第2章	3	3.3	(1)運転監視操作業務及び要求水準	本件に係る必要な資格者は、準備いたしますが、3行目運転管理員として必要な能力、資質及び経験を有する者を配置させることにつきまして、経験とは、必ずしも浄水場の運転経験を基本とは考えなくてもよろしいでしょうか。昨今人材の確保が相当に厳しい状況であり、プラントを見る目や下水道の運転経験など十分な力量がある人材も魅力的であると考えますが、如何でしょうか。	ご理解のとおりです。
122	36	第2章	3	3.3	(2)水質管理業務及び要求水準	水道法第20条に基づく水質検査（以下「水道法定水質検査」という。）及び検体採水業務は篠栗町が実施し、その補助を事業者が実施するものとすると思いますが、その補助の事例などご教示ください。	月1回の水質検査の採水補助を想定しております。
123	36	第2章	3	3.3	(2)水質管理業務及び要求水準	水質検査補助とは、具体的には「検体採水の補助」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
124	36	第2章	3	3.3	(2)水質管理業務及び要求水準	【表6】には、管理目標は記載されておりますが、要求水準は記載されておりません。別紙5には浄水水質要求水準として記載されていますが、【表6】と数値が同じになっています。要求水準は、当然に管理目標とは異なるものと認識しています。要求水準をお示しく下さい。	【表6】の管理目標を浄水水質要求水準として、公告時に修正いたします。なお、給水末端での水質基準を前提としたうえでの浄水水質要求水準とします。
125	36	第2章	3	3.3	(2)水質管理業務及び要求水準	【表6】の第1浄水場 浄水池出口の各水質項目の管理目標は、事業期間（令和9年～令和26年）を通じた管理目標との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
126	36	第2章	3	3.3	(2)水質管理業務及び要求水準	管路施設は事業者の業務範囲外と認識しています。【表6】の城戸浄水場の要求水準対象は末端給水栓になっています。管路施設内の水質確保については業務範囲外のため、保証しかねます。要求水準の対象は他の浄水場と同様に浄水池出口（ろ過池出口）として戴くよう希望します。なお、管理目標であれば末端給水栓を対象とされても問題ありません。別紙5も同様です。	ご理解のとおりですが、城戸浄水場については、浄水池出口に水質計器がありませんので、末端止水栓としています。
127	38	第2章	3	3.3	(3)調達管理業務及び要求水準	ガソリン(刈払機類用)とありますが、刈払機類は、町から貸与と考えてよろしいでしょうか。加えて、貸与物品の一覧を頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。貸与物品の一覧は資料閲覧時に開示します。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
128	39	第2章	3	3. 3	(5) 衛生管理業務及び要求水準	本施設の清掃については、衛生面が確保できるよう日常又は計画的に清掃を行うとありますが、管理棟については、受託事業者の手の届く範囲で清掃することによってよろしいでしょうか。例えばとして事例をお示しいただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	39	第2章	3	3. 3	(5) 衛生管理業務及び要求水準	天日乾燥床の管理とありますが、汚泥処分まで受託者が行うのでしょうか。或いは、搬出時期になったところで、今回の受託者がかき集め町に報告し別途処分業者が引き取りに来られるのでしょうか。今回の受託者の業務範囲をご教示ください。	汚泥処分は町が発注します。募集要項等の公表時に追記します。
130	39	第2章	3	3. 3	(5) 衛生管理業務及び要求水準	除草の実施にあたっては、実施回数・頻度等は事業者の提案によるものとすると思いますが、除草後の草類は、清掃工場などに事業者が持ち出し処分を行うのでしょうか。或いは、場内に指定された廃棄箇所がございますでしょうか。また、樹木の選定や伐採など必要でしょうか。その際選定枝など廃棄箇所は、ご指定がございますでしょうか。	草類は町が管理する処分場（篠栗町大字篠栗4006-1）とします。募集要項等の公表時に追記します。
131	40	第2章	3	3. 3	(6) 文書管理業務及び要求水準	運転維持管理業務に関するデータの記録・計画書の作成と提出・報告書の作成と報告とありますが、町が指定する様式がございますでしょうか。事業者の提案する様式で町との合意書類で有ればよろしいでしょうか。また、書類の提出は、紙ベースとPDFでよろしいでしょうか。生データとしては、スプレッドシートやドキュメントでよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
132	41	第2章	3	3. 4	(1) 保守点検業務	3.4 維持管理業務及び要求水準 (1) 保守点検業務 ①業務内容 において、機器台帳はございますでしょうか。ありましたら、提供頂くことは可能でしょうか。	資料閲覧時に開示します。
133	41	第2章	3	3. 4	(1) 保守点検業務	保守点検対象と項目については、本表はあくまでも例示であり、実施項目、内容、頻度については受託者の裁量により定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	44	第2章	3	3. 4	(1) 保守点検業務	【表11-1】水質計器設備の点検対象と点検項目について、過去5年分の点検報告書を頂けないでしょうか。	資料閲覧時に開示します。
135	46	第2章	3	3. 4	(1) 保守点検業務	【表12-1】電気計装設備点検対象と点検項目 について、過去5年分の点検報告書を頂けないでしょうか。	資料閲覧時に開示します。
136	46	第2章	3	3. 4	(1) 保守点検業務	【表12-1】の期間（令和9年4月1日～令和9年3月31日）は、令和9年4月1日～令和11年3月31日）との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
137	59	第2章	3	3. 4	(1) 保守点検業務	⑤電気工作物保安点検 について、過去5年分の点検報告書を頂けないでしょうか。また、本点検は、資格保有事業者であれば、保安協会に限らなくてもよろしいでしょうか。	資料閲覧時に開示します。ご理解のとおりです。
138	59	第2章	3	3. 4	(1) 保守点検業務	貴町と運転維持管理業務契約を締結するSPCがみなし設置者となり、電気主任技術者を自らあるいは再委託して選任し、当該業務を実施するという理解でよろしいですか	ご理解のとおりです。
139	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	(2)ではなく(3)であると考えます。	(2)のとおりですが、募集要項等の公表時に構成を修正します。
140	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	本施設の修繕業務は、【表14-1】に示す対応区分に応じて実施することとありますが、過去5年分の修繕履歴を頂けないでしょうか。	資料閲覧時に開示します。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
141	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	提案をするための目安としたいため、過去の修繕計画とその実績を明示してください。	資料閲覧時に実績のみ開示します。
142	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	事業者が費用を負担して実施する修繕業務の範囲は、新第1浄水場設備という理解でよろしいですか。	新第1浄水場以外も対象です。
143	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	緊急度で違いは生じますが、既存設備は貴町とその都度協議して、事業者から見積を提出して別途契約して実施するという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
144	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	既存施設の修繕業務については、第1浄水場既存施設の修繕に関しては都度相談とされていますが、それ以外の本事業対象施設（既設部分）に關しての修繕業務の考え方についてご教示ください。	既設を利用した場合、事業者提案となるため、修繕業務は事業者となります。
145	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	①計画修繕について、新第1浄水場の計画修繕とありますが、修繕の範囲はどのような範囲でしょうか。例えば事業期間内に発生する、ろ過設備のろ材入替や水質計器交換部品費用、送水ポンプ故障に伴う取替等は全て本事業内容に含まれるのでしょうか。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、削除します。
146	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	①計画修繕において、計画修繕を立案するため、過去10年間の修繕履歴（修繕内容、金額など）をご提示ください。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、削除します。
147	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	②突発修繕（簡易な補修含む）において、突発修繕で対応する年間の費用をご提示ください。	突発修繕のため、費用は提示できません。
148	60	第2章	3	3. 4	(2) 修繕業務	②突発修繕（簡易な補修含む）とありますが、本DB0年間の事業費や現有施設の報告書及び実施費用など開示を頂けますでしょうか。	修繕履歴については資料閲覧時に開示します。
149	62	第2章	3	3. 5	(3) 業務要求水準	②浄化槽保守点検は、受託事業者となっており浄化槽の点検のみは下請けで可能です。しかしながら、1回/年の浄化槽清掃と汚泥引抜処分運搬は一体で行う作業であり、廃掃法上貴町に登録の事業者と管理者である貴町が直接契約を行わなければ、法に抵触します事から浄化槽管理の清掃に係わる部分は、どのように考えればよろしいでしょうかご教示ください。また、浄化槽の規模についてもご教示いただけますでしょうか。	再委託で可能であると考えます。規模は7人槽です。募集要項等の公表時に追記します。
150	64	第2章	3	3. 6	緊急時対応業務及び要求水準	1) 事業者は、当該事象を確認したときは、緊急時対応マニュアルに基づき、初期対応を行うとありますが、受託事業者でマニュアル作成するにあたり上位計画として貴町の上水道BCP及び地域防災計画などを参考にしたいとかがえております。つきましては、当該BCP及び地域防災計画をご提供頂けますでしょうか。	資料閲覧時に開示します。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
151	64	第2章	3	3.6	緊急時対応業務及び要求水準	「増加費用が生じたときは、当該事象の発生要因により、次の通りとする」と記載されています。 （例）震度5未満の地震 施設倒壊被害等が無い場合の対応、措置、篠栗町への連絡に関する負担区分として事業者に○が付されていますが、本表の趣旨としては、「事実行為」の担当者を指しており、費用負担を意図するものではないとの理解でよかったですでしょうか。本事例であれば、震度5未満で施設倒壊被害等無い場合でも、施設被害が生じて応急対応することが想定されます。同表において、同様な観点で貴町の指示による初期対応等が○付されていますが、付随する費用負担に関しては別途協議となるものという理解でよろしかったでしょうか。基本的には緊急事態における初期対応に関しては、貴町の指示に基づく操作（緊急度により異なる）を受託者により行い、操作ミスや善管注意義務を行った場合に費用負担となるものと理解しております。考え方をご教示ください。	ご理解のとおりです。
152	69	第2章	3	3.8	3.8.1モニタリングの要求水準	「【表21】年間修繕実施状況の確認例」に記載されている計画外修繕とは、「計画修繕以外の緊急・突発的修繕、臨時的な修繕」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	計画修繕についての予算は見込んでいませんので、削除します。
153	70	第2章	3	3.8	3.8.2未達時の措置	「②改善状況に関する報告 3)」に【表19】の表中「05特記事項」との記載がありますが、【表19】の表中にあるのは「05その他」ですので、修正をお願いいたします。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に修正します。
154	72	第2章	3	3.9	3.9.2事業終了（業務期間満了）に伴う既存施設の確認	施設・設備の健全性に関しては、契約にあたって施設機能確認を実施するものと思料しますが、仮に機能確認時に健全性が低い設備・機器がある場合、貴町の負担にて健全性を回復させたくて契約開始となる理解で良かったでしょうか。契約不適合に関して、特に老朽化の定義など設定することが難しいものと思慮します。事業終了時に契約不適合か否かの判断されると思われるので、考え方についてご教示ください。	事業者提案とします。
155	73	第2章	3	3.10	3.10.1基本的事項	移行期間の定義がないため、定義頂けないでしょうか。運転維持管理契約（SPCとの契約）締結から令和9年3月の約1年間を指すのでしょうか。	基本契約（事業契約）から令和9年3月までとします。
156	75	第2章	3	3.10	3.10.4実施体制（篠栗町及び事業者の体制）	②は、事業者の責でない場合、この限りではない認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。募集要項等の公表時に追記します。
157	75	第2章	3	3.10	3.10.4実施体制（篠栗町及び事業者の体制）	「(1)篠栗町の体制の②教育指導体制」に移行期間（契約締結日の翌日から令和26年3月31日までの期間）とありますが、移行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
158	75	第2章	3	3. 10	3. 10. 4実施体制 (篠栗町及び事業者の体制)	「施設管理経費」とは何を指すのでしょうか。	「③篠栗町は、本業務の全部又は一部の移行期間を延長したときの当該年度の委託料については、業務開始日から延長期間の終了日までの日数に応じた額を、当該事業区分において、当該年度に記載する「施設管理経費」から差し引いて、支払うものとする。なお、当該額の算定方法については、篠栗町及び事業者が協議の上、定めるものとする。」は、削除するものとして募集要項等の公表時に修正します。
159	別紙1				地質調査資料	スキャンされた図面の解像度が低く、KBMや地盤高の数値が読めず計画が進められません。解像度の高い数値の読めるデータの開示を要望します。	資料閲覧時に開示します。
160	別紙2				現況の水位高低図	「凡例には、赤：変更認可施設、青：既認可施設」とあるが、提供いただいた資料は白黒のため、判別できません。カラーデータの開示を要望します。	募集要項等の公表時に示します。
161	別紙2				現況の水位高低図	山王取水井の水源は、「要求水準書（案） 別紙2」では、深井戸として表記されていますが、「実施方針 別紙2 山王水源整備図」では、河川表流水と思われます。どちらの水源も事業可能範囲内に立地し、河川表流水および深井戸の導水ポンプ等の機械電気設備を整備するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設備は事業者提案とします。
162	別紙2				現況の水位高低図	山王水源は深井戸と記載ありますが、現地見学の際に既存建屋を拝見させて頂くと河川水からの取水設備の様に見受けられましたが深井戸の理解で宜しいでしょうか。また、山王水源の構造図、水質検査結果をご教示いただけませんか。	事業者提案とします。また、山王取水井並びに隣接する河川の水量、水質については現在、関連する業務委託を発注し調査中であり、要求水準書(案)に掲載しているように、公告後に随時、水量、水質の結果を提供します。
163	別紙2				現況の水位高低図	水位高低図を確認すると、鳴淵ダムの流出側に圧力開放をしている施設が記載されています。この施設の水位をご教授ください。	バルブ室及び減勢槽の流出管（φ250mm）の中心高は79.5mです。
164	別紙2				現況の水位高低図	鳴淵ダムの低水位は+94.70で水理計算をしていると見受けられますが、着水井水位+71.35の設定に問題はないのでしょうか。	現在の水道事業認可の設定です。
165	別紙2				現況の水位高低図	水位高低図に記載されている着水井水位は+71.35です。実施方針別紙2を確認すると着水井付近の標高が+68.40です。3m程度差がありますが、整合が図られていますか。	要求水準書（案）別紙2の第1浄水場内水位は参考とし、実施方針別紙2の標高を正としてください。
166	別紙2				現況の水位高低図	「実施方針 別紙2 更新事業対象範囲」では、着水井廻り地盤高+68.2m～+68.4m、管理棟廻り地盤高+65.1m～+65.3mとなっています。一方「要求水準（案） 別紙2 現況の水位高低図」では、着水井廻り地盤高+70.9m、管理棟廻り地盤高+68.0mとなっており、約2.5～2.9mの測量差が生じています。「実施方針【別紙3】リスク分担表（案）」では、「発注者による測量、地質調査結果の内容の不備によるものは、発注者のリスク」とされていますが、この高低差は、鳴淵ダムからの導水検討が不明瞭となるだけでなく、造成費用も大きく増減するため、事業費にも影響します。公平な競争を担保するためにも、適切な標高や水位関係を示していただきたい。	要求水準書（案）別紙2の第1浄水場内水位は参考とし、実施方針別紙2の標高を正としてください。

2 要求水準書（案）に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
167	別紙2				現況の水位高低図	水理計算で着水井の水位設定に問題があった場合、予定価格の基本となる施設構成に影響はないのでしょうか。影響がある場合は、適正価格での公告をお願いします。	事業費の変更は考えておりません。
168	別紙2				現況の水位高低図	水位高低図と測量図面の整合性が図られていない場合、予定価格の基本となる施設構成に影響はないのでしょうか。影響がある場合は、適正価格での公告をお願いします。	事業費の変更は考えておりません。
169	別紙2				現況の水位高低図	別紙2現況の水位高低図中の「減圧弁Φ200 無段階減圧」と「減圧弁Φ200 2段階減圧」の設備は2項表3の運転維持管理業務対象施設に含まれていないので、委託範囲外との認識で間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	別紙3				施設諸元	配管資料（第一浄水場内、山王水源～第一浄水場までが分かるもの）をご提示いただけませんか。	資料閲覧時に開示します。
171	別紙3				施設諸元	第2浄水場系の濃縮槽の形状寸法についてご教示頂けませんか。	資料閲覧時に開示します。
172	別紙4				水質検査結果	令和元年度から令和5年度までの表流水（ダム水）の水質検査結果で、最大濁度は62.6度と記録されています。日報データによる最大濁度を公表してください。	資料閲覧時に開示します。
173	別紙4				水質検査結果	日報データによる最大濁度が100度を超える場合、既設の通り沈澱池を整備しなくてもよいのでしょうか。	事業者提案とします。